

能登の里山里海景観の保全

県では、いしかわ景観総合条例(以下、「条例」という。)を平成20年に制定し、美しい石川の景観を保全・創出する取組みを進めてまいりました。平成23年には、「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定され、その景観が高く評価されたところです。

この美しい能登の里山里海景観を保全するため、今なお能登らしい里山里海が色濃く残る、能登の海岸沿線を条例に基づく特別地域等に追加指定します。



いしかわ景観総合計画の変更 (特別エリアの追加)

今なお能登らしい里山里海が色濃く残る海岸沿いの景観を保全するため、海岸沿線(右図①②)をいしかわ景観総合計画の特別エリアに追加します。
(平成27年3月)

いしかわ景観総合計画とは

いしかわ景観総合計画は、県全域の景観形成に関する基本的かつ総合的な方針を示すものです。景観行政団体である県や市町が、この計画に基づき「景観計画」という具体的な基準を定めることで、県土の連続的な景観形成を図っています。

●いしかわ景観総合計画における特別エリア

① のと里海エリア(道路両側100m)

↓
特別地域に追加

② のと里山海道沿線における直線化事業区間 (道路両側200m)

凡　例	
■	景観エリア
■	陸　景観形成重要エリア
■	海
■	特別エリア
■	今回追加された特別エリア

石川県景観計画の変更 (特別地域の追加)

いしかわ景観総合計画(方針)の変更に併せ、石川県景観計画においても、のと里海エリア(右図①)をのと里海地域に、また、のと里山海道沿線の直線化事業区間(内灘町地内、右図②)を特別地域に追加指定し、届出による規制誘導の強化を図ります。

また、景観行政団体である七尾市と輪島市においても、連続的な景観形成の観点から、県と連携し、それぞれの景観計画をいしかわ景観総合計画と整合する形で、変更します。

(いずれも平成27年3月31日告示、平成27年10月1日施行)

特別地域の追加指定により、建築物の建築等の際のルールが2つ変わります。 平成27年10月1日施行

❖ 今までより小規模な建物の新築・増築等から届出が必要となります。 ルール 1

❖ 屋根と外壁に能登の里山里海と調和した色彩を使用^{※1}する必要があります。 ルール 2

※1 のと里海地域のみ

ルール 1

石川県景観計画における特別地域に指定されることにより、今までよりも小さな建物の建築等の行為から「届出」が必要となります。

●届出対象行為

行為の種類		景観計画区域	景観形成重要地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	1,000m ² 超	500m ² 超
	高さ	13m超	
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超	
開発行為	開発面積	10,000m ² 超	

特別地域
200m ² 超
10m超
10m超
3,000m ² 超

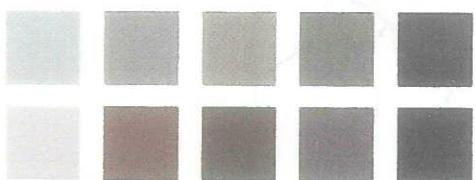
ルール 2

能登の海、そこから続く丘陵地の縁にとけ込むよう、また、特徴的な建築意匠である「下見板張り・黒瓦」に配慮した色彩基準を設けました。外壁と屋根の色彩は、その範囲内で周辺と調和したものを使用する必要があります。

外壁には、グレーや茶系など周辺の下見板の色彩と調和する色を使用してください。



下見板張りの色彩例



屋根には、濃いグレーや黒など黒瓦と類似する色を使用してください。



黒瓦の色彩例

